

緊急**【 助成金支給要件変更のお知らせ 】****－ 介護支援取組助成金 －**

先日お知らせいたしました「**介護支援取組助成金**」の支給要件が6月24日（金）から急遽変更となり、**現要件での申請は6月23日（木）まで**となります。申請準備中の顧問先様はお急ぎください！

支給額

60万円／社 ※支給されるのは1回のみとなります。

現要件

- ①社内アンケートの実施
- ②介護について社内研修の実施
- ③相談窓口の設置及び周知
- ④『両立支援のひろば』に介護休業関係の取組みを登録

注意点

1. 見直し前の支給要件に基づく支給申請は、平成28年6月22日（水）までに要件を満たし、かつ平成28年6月23日（木）までに支給申請を行ったものまでの受付となります。
2. **見直し前の支給要件に基づく各取組については、支給申請の前日（遅くとも6月22日（水））までに完了している必要があります。**

追加要件（6月24日（金）以降）

以下の2点の取組が支給要件に追加されます。

- 介護関係制度の設計・見直し（法律を上回る制度の導入）
- 働き方改革の取組（年次有給休暇の取得促進、時間外労働時間の削減）
各種取組みから3カ月間経過後、一定水準以上の実績があること。

疑問・質問などございましたら遠慮なくご相談ください。